

新型コロナウイルス感染拡大防止チェックリスト

Ⅱ. 接待を伴う飲食店、ライブハウス、ナイトクラブ、カラオケ

接待を伴う飲食店、ライブハウス、ナイトクラブ、カラオケにおける
新型コロナウイルス感染症対策として、実施すべき取組みをまとめましたのでご活用ください。

新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染及び飛沫感染を回避するため、

飲食時以外はマスクの着用を徹底してください

また、飲食の際には食事に集中し、会話は控えるよう周知しましょう

各業態に共通する感染拡大防止対策

1.利用者・従業員の体調管理

- 従業員に出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている
- 体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている
- 利用者で熱がある者は入場をご遠慮いただくようお願いするなどの取組みを実施している
- 所轄の保健所の確認や利用者の把握など、感染者等の発生に備えた取組みを実施している

2.手洗いの徹底・マスクの着用

- 飲食時以外は利用者・従業員にマスクの正しい着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努めている
- 消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している
- 共用タオルを使用しない、制服をこまめに洗濯するなど、衛生管理を徹底している

3.ソーシャルディスタンス(極力2mの距離を確保)

- 行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している
- 座席の工夫など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している
- 対面が想定される場所への遮蔽物の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している

4.「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避

- 3密が予想される場合、整理券の配布や利用者数・滞在時間の制限等を行っている
- 扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている
- 従業員の休憩室等ではできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている

5.施設の清掃・消毒

- 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している
- 使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛って捨てる等、適切に処分するよう周知している
- 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している

業態別の感染拡大防止対策

接待行為を伴う飲食店(キャバレー、スナック等)

- カウンター等に遮蔽物を設置する、座席の間隔を空けるなどの工夫を行っている
- 来店客の近くで行うダンスやシャンパンコール等は自粛するか、対人距離を確保している
- カラオケがある場合はマイクをこまめに消毒し、歌う際はマスク等の着用を要請している
- 来店客同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは控えるように注意喚起を行っている
- 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン→



ライブハウス

- 前方席の閉鎖やステージと客席の間にアクリル板の設置等、飛沫感染対策を行っている
- 入退場時間に余裕を持たせ、券種やゾーン別に時間差で入退場する等の工夫をしている
- 観客は定員の半分以下を目安とし、物販では多くの人に触れる見本品を避けるよう周知している
- 演者と観客の接触を避けている(入待ち・出待ちの自粛、観客をステージに上げない等)
- 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している

ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン→



ナイトクラブ

- ダンス等をするスペースは、対人距離を極力2m確保する等飛沫感染対策を行っている
- BGMを抑えるなどの工夫をするとともに、過度な声出しや接触を避けるよう周知している
- 飲食とダンス等のスペースが明確に分かれていない場合は飲食物の提供を避け、分かれている場合でも、飛沫感染防止用のシートの設置や料理を小皿で提供するよう等の工夫を行っている
- 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している

特定遊興施設(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン→



カラオケ

- 室内の人数が定員の半分以下となるよう制限し、半分以上の場合は分散利用を促している
- 歌唱時、座席間隔を極力2m(最低1m)以上空け、横並びで座るよう周知している
- 当面は飲食の提供を控え、提供する場合は利用者個々に配膳するなどの工夫をしている
- 上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組みを実施している。

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン→



船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部
〒273-8506 船橋市北本町1-16-55
保健総務課結核感染症係(感染症法関係)
TEL:047-409-2867
衛生指導課食品指導係(食品衛生法関係)
TEL:047-409-2594